

# 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱マニュアル

(令和7年11月13日市長決裁)

## 第1 趣旨

このマニュアルは、新座市公共工事請負契約基準約款（平成11年新座市告示第137号。以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 常駐義務を緩和できる場合

次のいずれかに該当する工事については、発注者との連絡体制を確保した上で常駐義務を緩和できるものとする。ただし、新座市低入札価格調査制度試行要領（平成28年7月28日市長決裁）で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事及び建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項第2号に該当する工事を除く。

### (1) 実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐義務を緩和する。

ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む。）も常駐を要しない。）

ウ 工事を全面的に一時中止している期間

エ 橋梁<sup>りょう</sup>、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

### (2) 一定の条件を満たす工事（常駐を緩和する工事）

次のいずれかに該当する工事については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐義務を緩和することができる。ただし、監督員が当該工事の安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等について、支障があると判断した場合については、この限りでない。

ア 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置する必要のない工事（法第26条第3項本文に該当しない工事をいう。）。ただし、イ又はウにより監理技術者等の兼務が認められた工事と兼務する工事は、イ又はウの工事とみなして、この規定を適用する。

- イ　主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項本文に該当する工事をいう。）であるが、新座市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（令和7年8月22日市長決裁）第3条の規定により主任技術者の兼務が認められた工事
- ウ　監理技術者等を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項本文に該当する工事をいう。）であるが、新座市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和7年8月22日市長決裁）第5条の規定により監理技術者等の兼務が認められた工事

### 第3 現場代理人が兼務できる場合

第2により常駐義務が緩和された場合において、次の各号を全て満たすときは、現場代理人を兼務することができる。ただし、第2第2号イ及びウに該当する工事については、同一の監理技術者等が兼務している工事において兼務する場合に限るものとする。

- (1) 現場代理人が兼務できる工事の件数は、現場代理人として配置される工事のほか、監理技術者等又は連絡員として配置される工事の件数を含めて、2件までとする。ただし、第2第2号アの工事の現場代理人が次の工事の役職に配置される場合は、3件までとする。
  - ア 第2第2号アに掲げる工事の現場代理人
  - イ 第2第2号アに掲げる工事の監理技術者等
  - ウ 第2第2号ウに掲げる工事の連絡員
- (2) 兼務できる工事の現場間の距離等については、次のアからウまでに定めるところによる。この場合において、前号ただし書の規定により、兼務する工事の件数が3件となるときは、全ての工事において、当該アからウまでによるものとする。
  - ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わないものとする。
  - イ 第2第2号ア又はイ同士の兼務については、次のいずれかを満たすこととする。
    - (ア) 工事現場が埼玉県朝霞県土整備事務所管内及び当該事務所に隣接する市町村内であること。
    - (イ) 新座市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔であること。
  - ウ 第2第2号ウの兼務については、新座市建設工事における専任特例監

理技術者等の配置に係る取扱要領第5条第1号で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔であること。

- (3) 国又は地方公共団体が発注する工事であること。ただし、新座市発注の工事の現場代理人と兼務することについて、他の工事の発注者の承諾が得られている場合に限るものとする。

#### 第4 常駐義務の緩和を認める工事の明示

- 1 第2第2号の規定により常駐義務を緩和する場合には、原則として、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載して明示するものとする。
- 2 第2及び第3の条件を満たしている工事で、入札公告等に記載していない場合又は兼務しようとする工事の発注者の求めがあった場合には、現場代理人の兼務の可否に関する照会書による受注者からの照会により、適用の有無を現場代理人の兼務の可否に関する回答書により回答することとする。

#### 第5 兼務する場合の手続

- 1 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合は、現場代理人の兼務届に必要な書類を添えて、発注者に提出することとする。
- 2 前項の必要な書類は、兼務する工事の発注者が新座市の場合は、既に現場代理人として従事している工事の発注者の承諾を得たことを確認できる書類として、現場代理人の兼務の可否に関する回答書等を提出することとし、各工事の発注者に現場代理人の兼務届を提出することとする。
- 3 第1項の必要な書類は、兼務する工事の発注者が新座市以外の場合は、兼務する工事の発注者から承諾を得たことを確認できる書類として、現場代理人の兼務に係る照会兼回答書等を提出することとする。
- 4 発注者は、受注者から前3項に定める書類の提出があった場合は、第3に定める条件を満たしていることを確認するものとする。

#### 第6 受注者の施工管理

- 1 受注者は、現場代理人の兼務により安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないよう、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。
- 2 現場代理人は、工事現場を離れる期間を明確にし、その間の現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を工事記録（工事打合せ簿）等において明確にしな

ければならない。

## 第7 受注者に対する説明要求等

監督員は、現場代理人の兼務に係る工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、兼務を継続することが適当でないと認めるときは、当該工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交代を求めるものとする。

## 第8 用語の定義

第9から第11までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休暇 法定休暇（年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生時育児休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇）及び法定外休暇（慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇等事業者が独自で定めた休暇）をいう。
- (2) 運営、取締り 工事現場に関する全ての管理行為（労務管理、工程管理、安全管理等）のほか、工事現場の風紀の維持等をいう。

## 第9 休暇等

現場代理人が休暇等により現場を不在にする場合は、その取扱いを次に掲げるとおりとする。

- (1) 休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合 現場代理人に代わって、代役を設置するものとする。代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締りを行うものとし、約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。休暇等を取得する期間が1日未満（閉所日を除く。）であり、発注者と現場代理人との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。
- (2) 休暇を取得する期間が連續して7日（閉所日含む。）を超える場合 現場代理人を交代するものとする。
- (3) 研修への参加、関係機関との打合せ等により現場を不在にする場合 現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人との連絡体制が確保できない場合は、前2号の規定を準用するものとする。

## 第10 代役を設置する場合の手続

- 1 受注者は、現場代理人の代役を設置しようとするときは、あらかじめ現場代理人の休暇等に伴う代役通知書により発注者に通知し、現場代理人は、休暇等の初日の開庁時間までに監督員に連絡するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、突発的な休暇等の場合は、速やかに受注者から監督員に連絡するものとする。

## 第11 代役の取扱い

- 1 代役に対する常駐義務の緩和については、当該工事と同様とする。
- 2 代役になれない者は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 常駐義務を緩和しない新座市発注の他工事の現場代理人
  - (2) 新座市発注以外の他工事の現場代理人
  - (3) 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）。ただし、新座市建設工事における営業所技術者等の特例配置に係る取扱要領（令和7年8月22日市長決裁）第2条及び第3条の規定に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が可能であることが確認できる場合を除く。
- 3 代役は、新座市発注工事における現場代理人の兼務の件数に算入しない。  
また、コリンズへの登録を要しない。
- 4 代役としての従事経験は、新座市の入札契約における入札参加資格や総合評価方式等における従事経験として認めない。

## 第12 監理技術者等との兼務

- 1 現場代理人は、同一工事の監理技術者等を兼務することができるものとする。同一工事の監理技術者等と兼務する場合については、現場代理人等通知書を発注者に提出することとする。
- 2 第2及び第4の規定により常駐義務が緩和された工事の現場代理人が他の工事の監理技術者等を兼務することができる場合は、次のいずれかに掲げるとおりとする。

なお、兼務できる工事の数は、いずれも第3第1号のとおりとする。

- (1) 第2第2号アに掲げる工事の現場代理人と同号アに掲げる工事の監理技術者等が兼務する場合又は同号イに掲げる工事に該当し、同一の主任技術者が兼務している工事で当該主任技術者が兼務する場合。この場合において、兼務できる工事の現場間の距離等は、第3第2号アと同様とする。
- (2) 第2第2号ウに掲げる工事に該当し、同一の監理技術者等が兼務してい

る工事で当該監理技術者等が兼務する場合。この場合において、兼務できる工事の現場間の距離等は、第3第2号イ及びウと同様とする。

- 3 受注者は、前項の規定により監理技術者等と現場代理人を兼務する場合は、現場代理人の兼務届に必要な書類を添えて、発注者に提出することとする。

なお、他の工事の発注者が新座市以外の場合は、受注者から他の工事の発注者に、新座市発注の工事の現場代理人との兼務の可否を確認することとする。

- 4 発注者は、受注者から現場代理人の兼務届及び添付書類の提出があった場合は、第2項に定める条件を満たしていることを確認するものとする。

### 第13 連絡員との兼務

- 1 現場代理人は、同一工事において監理技術者等との連絡その他必要な措置を講じるための者（以下「連絡員」という。）を兼務することができるものとする。ただし、現場代理人と監理技術者等が兼務している場合はこの限りではない。

- 2 同一工事の連絡員と兼務する場合については、当該兼務に係る手続は要しないものとする。

- 3 次のいずれかに該当する場合は、第2及び第4の規定により常駐義務が緩和された工事の現場代理人が他の工事の連絡員を兼務することができる。この場合において、兼務できる工事の数は、いずれも第3第1号のとおりとする。ただし、他の工事の連絡員と監理技術者等が同一となる場合は兼務できないものとする。

(1) 第2第2号アに掲げる工事の現場代理人と連絡員が兼務する場合。この場合において、兼務できる工事の現場間の距離等は、第3第2号アと同様とする。

(2) 第2第2号ウに掲げる工事に該当し、同一の監理技術者等が兼務している工事で兼務する場合。この場合において、兼務できる工事の現場間の距離等は、第3第2号イ及びウと同様とする。

- 4 受注者は、前項の規定により連絡員と現場代理人を兼務する場合は、現場代理人の兼務届に必要な書類を添えて、発注者に提出することとする。この場合において、他の工事の発注者が新座市以外の場合は、受注者から他の工事の発注者に、新座市発注の工事の現場代理人との兼務の可否を確認することとする。

- 5 発注者は、受注者から現場代理人の兼務届及び必要書類の提出があった場

合は、第3に定める条件を満たしていることを確認するものとする。

#### 第14 委任

このマニュアルに定めるもののほか、様式の作成その他の現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いに関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

#### 附 則

##### (実施期日)

- 1 このマニュアルは、令和7年12月1日から実施する。  
(現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の廃止)
- 2 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（平成24年3月30日市長決裁）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 このマニュアルの実施の日前に、入札公告又は指名通知を行った工事については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合は、改正後のこのマニュアルの規定を適用することができる。